

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

## 株式会社ルネサンス

発行価格及び売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年12月2日に関東財務局長に提出し、平成16年12月3日に一般募集並びに引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの届出の効力が生じております。

### 1 【新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由】

平成16年11月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集1,600,000株の募集条件並びに引受人の買取引受による売出し160,000株及びオーバーアロットメントによる売出し240,000株の売出条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が平成16年12月2日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

### 2 【訂正事項】

	頁
第一部 【証券情報】 .....	1
第1 【募集要項】 .....	1
1 【新規発行株式】 .....	1
2 【株式募集の方法及び条件】 .....	1
(1) 【募集の方法】 .....	1
(2) 【募集の条件】 .....	2
3 【株式の引受け】 .....	2
4 【新規発行による手取金の使途】 .....	3
(1) 【新規発行による手取金の額】 .....	3
(2) 【手取金の使途】 .....	3
第2 【売出要項】 .....	4
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	4
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	5
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	6
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	6
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	7
2 オーバーアロットメントによる売出し等について .....	7

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数
普通株式	1,600,000株

- (注) 1 平成16年11月24日(水)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から借入れる当社普通株式240,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に平成16年11月24日(水)開催の取締役会において、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式240,000株の第三者割当増資を行うことを決議し、平成16年11月24日(水)に有価証券届出書を、平成16年12月2日(木)に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しております。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成16年12月2日(木)に決定された発行価額(1株につき1,212.60円)にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、1株につき1,293円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	1,600,000株 (注)1	<u>1,940,160,000</u> (注)2	<u>971,200,000</u>
計(総発行株式)	1,600,000株	<u>1,940,160,000</u>	<u>971,200,000</u>

- (注) 1 全株式を証券会社の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

(注) 2、4の全文削除及び3の番号変更

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,293	1,212.60	607	100株	自 平成16年12月3日(金) 至 平成16年12月7日(火)	1株につき 1,293	平成16年12月15日(水)
新株引受権 証書に關する 事項	該当事項なし					

(注) 1 一般募集は発行価格にて行います。

2 発行価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額であります。

3 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4 新株式に対する配当起算日は、平成16年10月1日(金)といたします。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額(1株につき1,212.60円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成16年12月16日(木)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

9 株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、2、3、4の全文削除及び5、6、7、8、9、10の番号変更

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	640,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成16年12月15日(水)に払込取扱場所へ発行価額と同額(1株につき1,212.60円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(1株につき80.40円)の総額は引受人の手取金となります。
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	240,000株	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	240,000株	
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	160,000株	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	160,000株	
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1 - 400号	160,000株	
計		1,600,000株	

(注) 上記証券会社と平成16年12月2日(木)に元引受契約を締結いたしました。

(注) 1、2の全文削除

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>1,940,160,000</u>	20,000,000 <u>(注) 1、2</u>	<u>1,920,160,000</u>

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

##### (2) 【手取金の使途】

上記手取概算額1,920,160,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限289,824,000円と合わせ、手取概算額上限2,209,984,000円について、全額を設備資金に充当する予定であります。

(後略)

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成16年12月2日(木)に決定された引受価額(1株につき1,212.60円)にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、1株につき1,293円)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	160,000株	<u>206,880,000</u>	千葉県船橋市薬円台四丁目11番21号 斎藤 敏一 64,000株
			千葉県千葉市若葉区都賀の台四丁目9番8号 小見山 将治 30,000株
			千葉県千葉市緑区おゆみ野中央六丁目50番11号 有田 夏秀 28,000株
			東京都武蔵野市西久保三丁目3番6-202号 杉 清文 28,000株
			千葉県流山市江戸川台東四丁目115番1号 大竹 康友 10,000株

(注) 1 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
1,293	1,212.60	自 平成16年 12月3日(金) 至 平成16年 12月7日(火)	100株	1株に つき 1,293	元引受契約 を締結した 右記証券会 社の本店及 び全国各支 店	東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区 丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社  東京都港区赤坂五丁目2番20号 日興シティグループ証券 株式会社  東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 三菱証券株式会社  東京都中央区 八重洲二丁目4番1号 新光証券株式会社  大阪市北区梅田一丁目 3番1-400号 高木証券株式会社	(注) 4

(注) 1 売出しは売出価格にて行います。

2 引受価額は、売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額であります。

3 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき80.40円)の総額は、引受人の手取金となります。

各証券会社の引受株式数

証券会社名	引受株式数
野村證券株式会社	64,000株
大和証券エスエムビーシー株式会社	24,000株
日興シティグループ証券株式会社	24,000株
三菱証券株式会社	16,000株
新光証券株式会社	16,000株
高木証券株式会社	16,000株

5 上記証券会社と平成16年12月2日(木)に元引受契約を締結いたしました。

6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,212.60円)は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

8 申込証拠金には、利息をつけません。

9 株式の受渡期日は、平成16年12月16日(木)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

10 株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、2、3、5の全文削除

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	240,000株 (注)	310,320,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から借入れる当社普通株式240,000株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注)2の全文及び1の番号削除

### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所 及び氏名又は名称	元引受 契約の内容
1,293	自 平成16年12月3日(金) 至 平成16年12月7日(火)	100株	1株に つき 1,293	野村證券株 式会社の本 店及び全国 各支店		

(注) 1 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

2 申込証拠金には、利息をつけません。

3 株式の受渡期日は、平成16年12月16日(木)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

4 株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注)1の全文削除及び2、3、4、5の番号変更

### 第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から借入れる当社普通株式240,000株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年11月24日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式240,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を決議しており、その払込期日は平成17年1月11日(火)であります。第三者割当増資に関し当社は平成16年11月24日(水)に有価証券届出書を、平成16年12月2日(木)に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しております。

また、野村證券株式会社は、平成16年12月8日(水)から平成16年12月30日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場(当社普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された場合は当該取引所)及び株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当に応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。